

# 令和7年第6回太子町議会定例会（第517回町議会）会議録（第2日）

令和7年8月28日

午前10時開議

## 議事日程

### 1 一般質問

#### 本日の会議に付した事件

### 1 一般質問

#### 会議に出席した議員

1番	吉田智子	2番	山本順久
3番	玉田晶久	5番	松浦崇志
6番	出原賢治	7番	森田哲夫
9番	中藪清志	10番	藤澤元之介
11番	清原良典	13番	中島貞次
14番	堀卓史	15番	首藤佳隆

#### 会議に欠席した議員

4番	桑名幸夫	8番	玉田正典
----	------	----	------

#### 会議に出席した事務局職員

局長	長田中秀彦	書記	蛭井のり子
書記	西村和佳奈		

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	沖汐守彦	副町長	榮藤雅雄
教育長	糸井香代子	総務部長	森文彰
生活福祉部長	藏屋一彦	経済建設部長	富岡泰造
教育次長	福井照子	財政課長	池田誠

(開議 午前10時00分)

○議長（首藤佳隆） 皆さんおはようございます。

令和7年第6回太子町議会定例会第2日目に御出席いただきありがとうございます。

なお、玉田正典議員、桑名幸夫議員より体調不良のため本日の会議を欠席される旨の届けがありましたので報告します。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第6回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（首藤佳隆） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のために申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、時間制に

より質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、順番に発言を許します。

なお、桑名幸夫議員から通告を受けておりましたが、本日は欠席のため、会議規則第61条第4項の規定により、順番を繰り上げて質問を行います。

まず、山本順久議員。

○山本順久議員 おはようございます。議席番号2番公明党山本順久です。通告に従いまして一般質問を行います。

1、RSウイルス感染症について。

肺炎は日本人の死亡原因の第5位であり、肺炎を引き起こすウイルス感染症の1つとして注意喚起されているのがRSウイルス感染症である。年齢を問わず、何度も感染するため、新生児から高齢者まで幅広い年齢層で感染すると言われている。多くの場合は軽症で治まるが、重症化する場合があり、発症したときの治療薬がないのが現状である。また、60歳以上の方に感染のリスクが高く、日本において年間の感染者数は100万件以上と推計され、年間にかかる医療費負担も年間約1,000億円と推計される。

そのような中、RSウイルス感染症を予防する成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが令和6年1月から、新生児や乳児の感染を予防する母子免疫ワクチンが令和6年5月から接種可能となった。しかしながら、接種費用は2万円以上と高額であり、任意接種のため全額自己負担である。予防医療の推進を図るためにも、接種費用を助成し、接種しやすい環境をつくることが重要であると考える。

以上のことから次の質問をする。

(1)新生児や乳児の感染を予防する母子免疫ワクチンの接種費用の助成についての見解は。

(2)成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンの接種費用の助成についての見解は。

以上、お願ひいたします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） お答えいたします。

(1)母子免疫ワクチンに関する助成に対しての見解はということでございますが、母子免疫ワクチンは、妊婦の方に接種することにより、母体の体内でRSウイルスに対する抗体をつくり、その抗体が胎盤を通じて母体から胎児へ移行することで、出生後の乳児をウイルスから守り、乳児におけるRSウイルス感染を予防するものです。接種方法は妊娠24から36週の妊婦の方に1回接種することとなっており、現在のところ任意で接種される場合は1回約3万5,000円前後で接種できると言われております。令和6年5月に販売開始されたばかりであり、全国でも助成しているところは21自治体、助成額は3,000円から全額となっております。ワクチン接種の効果及び国、近隣市町の動向等について今後も情報収集をしつつ、接種費用の助成については検討を進めたいと考えております。

(2)高齢者向けのRSウイルスワクチンの接種費用の助成についての見解はということでございます。

RSウイルスは潜伏期間がインフルエンザよりも長く、高熱にはなりにくいのですが、せき等が長引くというのが特徴で、基礎疾患を持たれた高齢者の方は長期化、重症化することもあり、予防接種の実施の動きがございます。接種方法は60歳以上に1回接種するとなっていますが、持続効果等のデータがまだ2年ほどでございますので、データがまだございません。適正な頻度や接種時期が確立しておりませんので、こちらについてもまだデータのほうが多いということです。こちらは任意接種することで1回約3万円の費用がかかると言われております。こ

ちらも令和6年1月からということで、全国で助成しているところは6自治体しかございませんで、こちらも4,000円から全額助成をしております。母子免疫ワクチンと同様に、ワクチン接種の効果及び国や近隣市町の動向について今後も情報収集しつつ、接種費用の助成を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 新しく発売されたばかりでデータがそろい切ってないという部分は承知いたしました。それで、引き続き情報を集めながら検討していただけるということを納得しております。

その上で、まず1番目にこれは質問通告書に書くべきだったなと思っておるのですが、そのことをお聞きします。

R S ウイルス感染症につきましては、私も実は1年半ぐらい前に新聞等で見てということで、あまり御存じない方のほうが多いのではないかと思います。それで、厚生労働省のほうにこのR S ウイルス感染症に対する注意喚起のチラシがP D Fで上がっておりました。そういうものを利用していただいて、ホームページ等で、こういう感染症ありますよと。感染症ですので、基本的には——あと飛沫感染しますので、新型コロナウイルスと同様に、マスクをする、手洗いをするというようなことが書かれているチラシなのですけれども、その注意喚起のチラシを太子町のホームページのほうとかでも取り上げていただいて、町民の皆さんにまず注意喚起をしていただけたらと思うのですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 今、議員おっしゃられたように、認知度はかなり低く、私自身も最近まで詳しい情報については存じ上げておりませんでした。町ホームページ等では、現在予防接種とかの助成とかがあるものにつきましては結構載せているものが多いのですけれども、また今後、その助成とかが全国で広がるにつれて認知度が上がってまいります。それで、町ホームページ等では健康についてのお知らせというページがございまして、どちらのほうで、また流行時期等を見ながら掲載のほうを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 まず、ぜひ周知ということをやっていただければと思います。

次に、通告書の後半のほうで申し上げたことに関係するのですが、予防医療ですね。今まで、病気になってから、その病気に対しての——対症の医学なのですけれども、近年、病気にならないための予防医療というのに非常に注目が集まっております。それで、今回私、予防医療の推進を図るためにも、接種費用を助成することによって、接種しやすい環境をつくって、やられてはどうですかということを申し上げたいのですけれども、町として、いわゆる公費を使って助成した場合に、その接種率が上がって、そういう予防効果があるというふうに町としては考えられているのかどうか、そこをまず確認させてください。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） 予防医療に対して公費助成することの効果ということでございますが、予防医療、予防接種等は、個人の健康を守るだけではなく、公衆衛生の面からも効果があると考えられるとともに、社会全体では医療費の高騰を抑制するというようなことにも寄与するというふうに考えられております。また、接種機会の公平性という点でも、公費助成が果たす役割は大きいものがありますが、その安全性、有効性、それから費用対効果などを勘案して決定し

ていくものと考えております。その中で、現在、公費助成につきましては、昨年の帯状疱疹を含め、いろいろとやっておりますけれども、新しいものにつきましては、その効果、持続性とかを考えながら、今後また検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 町のほうでも公費助成することによって予防医療が推進されるという認識で取り組まれているということは分かりました。ぜひ、その方向で取り組みしていただきたいと思います。

そして次に、母子免疫ワクチンのほうについてちょっとお尋ねしますが、先ほど答弁の中で、21の自治体が既に——金額は様々ございますが、助成をされているということを言われてました。その21の自治体の内訳をちょっと言わせていただきますと、市が7市、町が10町、村が4ということで、21の自治体のうちの——町村合わせますと、14の町村のほうが実施されてます、この母子免疫ワクチンに関して。これを見ますと、ここから私の私見を言う部分になるのですが、子育てに力を入れてらっしゃるということと、もう1つは、要因として私が思いますのに、母子、妊婦に接種をしていただきますので、対象者が非常に限定されると思われます。そういう意味で、町村が単独で助成をすることが可能になっているのではないかというふうに思うわけですけれども、どうでしょうか。太子町単独で助成をすることは私は可能なのではないかと思ってるのですが、それに対してはどうでしょうか。母子免疫ワクチンについて、接種者が限定されることによって、町単独で助成することは可能かどうかという、ちょっと変な質問ですが、可能性についてお尋ねします。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） お答えが先ほどお答えしたものと同じになるかも分かりませんけれども、例えば——先ほど議員もおっしゃられたように、対象者の方は限定できる、それである程度費用のほうもはっきり分かる、明確であるということで、しやすいというところはあるのですが、例えば——こちらのほうでちょっと考えてたのは、最初の妊娠時に接種されて、すぐに次の妊娠をされるという場合に、そのままその効果が2人目のときも持続するのか、あるいは改めて接種しないといけないのか。それから、インターネットなどで調べておられますと、実際に母体に接種するよりも、新生児等に直接接種するほうがよいのではないかというようなお医者様も一定数おられるというようなこともございますので、そのワクチンの有効な接種方法や国の指針等の動向を把握しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 分かりました。対象者を限定することによって、可能性はあるのかなと、ちょっと浅はかな質問してしまいましたが、そうですね。2子目がお生まれになるとき続けて打つていいものかとか、助成する回数なども検討するのにデータが今出そろってないということですで、分かりました。

そしたら最後になりますが、高齢者のほうの助成についてもデータがまだ出そろってないということで、効果の持続時間とか、そういうものも出てないので、またそれ検討されるということですが、ちょっと大ざっぱな質問になりますが、高齢者の方が重症になられた場合に、このRSウイルスの場合は対症療法しかございませんので、インフルエンザよりも1週間以上長く入院期間がかかるというふうに言われています。それで、高齢者の方が例えば1週間ずっと点滴を受けてて安静にしてたとなると、筋力の低下とかが考えられます。肺炎は治ったのだけれども、でも

筋力が弱ってしまって、ちょっとリハビリを受けなきやいけない、下手したら要介護になってしまふかもしないという、医療費だけではなく、福祉のほうの面にも影響があるというふうに私は考えておるのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（藏屋一彦） R S ウィルスの感染症につきましては、先ほど議員のほうからも質問の中でいろいろと言われてるとおりなのでございますが、基礎疾患を持たれてる方につきましては、それを増悪するということもございますし、重症化するということもございます。先ほどおっしゃられたように、長引くということで、長期入院、それから療養ということで、外に出る機会を奪われるというようなことで、足腰が弱られてということは十分考えられて、その活動性、例えば外に出ないとお話とかもできないとか、そういうところで認知の低下であったりとかも考えられますので、そういうところについては心配もしております。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 山本順久議員。

○山本順久議員 今おっしゃられたように、そういうこともこのワクチンの接種を進めることによって予防できるかもしれない、福祉のほうの予防にもつながるという観点も持ちながら、今後また検討していただきたいと思います。確かに、今日答弁いただいたとおり、新しいワクチンで、まだ十分な結果が出そろっておりませんので、またその辺、結果等を随時検証していただきながら、町民の健康を守る施策をぜひ進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終了します。

○議長（首藤佳隆） 以上で山本順久議員の一般質問は終わりました。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議席番号 6 番出原賢治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

狭あい道路拡幅整備事業の促進について。

いわゆる狭あい道路は幅員が 4 メートル未満の狭い道であり、建築基準法第42条第2項に規定する道路などが該当します。全国の住宅密集地や商店街、古くからの集落に存在し、緊急車両の進入に支障が生じるなど、主に安全面の観点から重要な課題となっています。平成22年以降、国土交通省は狭あい道路対策事業に対する補助制度を設け、全国の自治体で狭あい道路解消に向けた取り組みがなされています。太子町においても、安全で住みやすい生活環境を確保し、豊かで持続可能な集落を維持していくために、町内全域にある狭あい道路の漸次的な解消が望まれるところであります。狭あい道路拡幅整備事業にあっては、困難が伴う中においても着実な進捗と一層の促進を求めたいと考えております。

そこで、以下質問いたします。

まず(1)として、事業の現状と進捗、課題などについて、以下の 6 点について。

①狭あい道路の存在により、町としてはどのようなリスクを想定しているか。

②太子町の町道において、狭あい道路はどの程度の割合であるか。

③太子町狭あい道路拡幅整備事業の過去の実績はどうなっているか。

④これは方針の中に書かれている言葉ですが、「重点整備地区」や「モデル的な道路整備」の現在の実施状況はどうなっているか。

⑤太子町では道路後退用地は全て町への寄付とされていますが、そのようにしている理由は何か。

⑥申請件数を増やすに当たり困難となっている要因や課題は何か。

次に(2)といたしまして、今後の狭あい道路拡幅整備事業の促進に向けてということで、以下質問いたします。

①事業のアナウンスや広報はどのように行っているか。

②申請者への支援概要、これは今2つ書かれておりますが、これを充実させていく余地はないか。

③本事業の申請による土地所有者側のメリットとしては何が考えられるか。

④事業の促進に向けてどのような施策を考えているか。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） それでは、(1)の①から順番に答弁させていただきます。

①狭あい道路の存在による、どのようなリスクを想定しているかという御質問ですが、狭あい道路は、日常の生活を支える重要なインフラである一方、交通事故、渋滞、緊急時の対応性、住民生活の安全性など、様々な場面でリスクが想定されます。特に緊急車両、消防車両、災害時の支援車両の通行性を阻害するケースが多く見受けられます。現場到着時間の延長は、搬送可能な患者の生存率や重症度に直結する重大なリスクとなります。特に高齢者が多い地域では、地区内の安全な通行や利便性が阻害される要因となっております。緊急車両等のスムーズな通行が不可欠と考えております。また、地域の後継者の流出や地区外住民が転入を見送るというような一因にもなり、これに伴い、空き家の増加や、地区人口の減少や、高齢化、地域活力の衰退につながるリスクも想定されています。

次に、②町道において狭あい道路はどの程度の割合であるかという御質問ですが、太子町の全町町道認定路線に該当する道路といたしまして、約197キロメートルございます。建築基準法第42条第2項に該当する道路でございますが、約29.8キロメートルございます。全体に占める割合については15.1%に当たります。

続きまして、③太子町狭あい道路拡幅整備事業の過去の実績はという御質問ですが、令和元年度、松尾地区で1件、令和2年度、鶴地区で1件、令和5年度、太田地区で1件、令和6年度、福地地区で1件、令和元年度から令和6年度までの6年間におきまして4件の実績でございます。ちなみに、令和7年度におきましては2件を予定してございます。

④重点整備地区やモデル的な道路整備の現在の実施状況はという御質問ですが、重点整備地区は、狭あい道路が多い福地地区と糸井北地区を設定しております。また、地域の問題を解決するための合意形成に一定の実績があるまちづくり協議会を発足させている鶴地区の一部と阿曽地区、松尾地区を設定しております。これまで重点地区における実績につきましては、福地地区と鶴地区の2件となってございます。

⑤太子町では後退用地は全て町への寄付とされているが、そのようにしている理由はというお尋ねですが、拡幅用地について、今後通行に支障となる柵やプランター等の設置の予防も含め、町道として道路法に基づき町が行う道路整備等におきまして支障がないよう、町に寄付をいただくものでございます。また、用地取得費用を寄付という形でいただくことで、用地取得に伴う費用負担を軽減し、町の財政負担を抑制することにもつながってまいります。寄付という形は、地域の方々と自治体が共通の目標に向けて協働する姿勢を示すものでございまして、公共の安全と地域の利便性を両立させる重要な取り組みであると考えております。寄付という形が最適であると今のところ考えてございます。

⑥申請件数を増やすに当たり困難となる要因や課題はということで、狭あい道路の拡幅整備事業の促進により申請件数を増やすことによって、より多くの地域の安全性と利便性が向上し、災

害発生時の緊急車両の通行確保にも寄与するものと考えておりますが、申請を増やしていくには、単に予算を倍増するだけではなく、簡単に増やせるものではないというふうに考えてございます。様々な現場の実情を踏まえ、困難となる要因の1つとして、後退用地は個人の建築敷地にあるもので、貴重な個人の財産で、先祖代々の土地となっているため、地域のために提供することへの御理解を得ることが最大の課題と考えております。また、2つ目の要因としまして、後退用地に母屋や門構えなどの壁面が含まれる場合がございます。建物の改築等で建築確認を受けるには、撤去は必須であるなどの事情がない限り、建築物を取壊してまで御協力を得ることが難しい現状となってございます。

続きまして、(2)の①でございます。事業のアナウンスや広報はどのように行っているかというお尋ねですが、町の広報やホームページの掲載を行うとともに、狭い道路に接する敷地において、建築行為による窓口相談でハウスメーカーや土地家屋調査士に本事業の説明を行い、制度の活用を促しているところでございます。まちづくり協議会の勉強会についても、地域の課題のため、地域ぐるみでの狭い道路解消を議題に上げ、実際に通りやすくなった地区内の実績を御覧いただいております。また、毎年開催している空き家セミナーにおいて、空き家の活用と併せて、狭い道路の整備事業の啓発や意識の高揚に努めてございます。

②支援概要について、申請者への支援を充実させる余地はないかというお尋ねでございますが、現在の制度において、個人の資産形成にある要素を除き、分筆登記費用において申請者の自己負担はほぼないため、現時点においては補助金を拡充する予定はございません。

続きまして、③この事業への申請による土地所有者側のメリットとしては何が考えられるかということで、後退用地での土地所有者側のメリットとしましては、通行の安全性の向上、資産価値の向上、権利関係の整理、災害時の機能強化、地域振興といった幅広い効果を生み出します。道路幅を拡幅することによって、擦れ違い時の接触事故の減少、緊急車両の通行が円滑になることが期待されています。これにより、土地所有者を含む地域住民全体の安全性が高まり、日常生活音や排ガスの拡散の抑制といった間接的な住環境への改善にもつながっていくものと考えてございます。また、日常メンテナンス負担の分担が明確化され、将来のトラブルを未然に防止する効果が期待できます。

④事業促進に向けてどのような施策を考えているかということですが、町域全体を対象とする中でも、事故、避難、通学路、高齢者の外出頻度の高い地域に対して積極的にPRを行うとともに、従来から行っている重点整備地区も集中的に事業を推進していき、改良効果が早期に現れる路線を優先し、交差点間の拡幅整備が完了した事例を増やし、利便性向上によって多くの新規居住者を受け入れ、地域活力が再生し続ける地区を増やしてまいりたいというふうに考えてございます。また、空き家セミナーなど、官民連携によるNPO法人、地域団体と連携を図りながら、情報発信等に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　では、まず最初の狭い道路存在によって町として想定しているリスクを説明していただきましたが、説明にありましたように、主に緊急時の救急車であるとか消防車、そういうことの通行によって、災害時のリスクがある。災害時においては、例えば火災でしたら延焼のリスクも高まるということが言われております。御存じのとおり、阪神・淡路大震災でも狭い道路が救助活動の妨げになったということも言われています。それから、生活面におきましても幾つか、渋滞があるとか、そういうことがあります、風通しの問題であるとか、日当たりの問題であるとか、そういう衛生面での問題も指摘されておりますし、これから時代です

と、例えば介護車両でありますとか、あるいは宅配の車であるとか、そういうところが入りにくくなるといったようなデメリットも指摘されております。ということで、日常生活においても、あるいは特に緊急時の防災・安全面から様々にリスクが考えられますので、狭い道路というのを拡幅して解消していくことが望ましいと考えております。

まず最初に、この狭い道路の定義的なところを確認したいのですが、そもそも建築基準法においては、道路の幅員は原則として4メートル以上ということでありまして、その4メートル以上の道路に2メートル以上接している敷地でないと家が建てられないというふうに定められております。しかし、現在、実際には4メートルに満たない狭い道路があるということですが、そうなっている経緯について御説明いただけますか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 議員仰せのとおり、市街地環境の確保を図る観点から、建築基準法第42条で、都市計画区域の建築物の敷地は原則として幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接しなければならないということが示されております。本町におきましては、昭和31年4月に町全域が都市計画区域に編入されまして、特定行政庁により建築基準法第42条第2項に規定する道路の指定がなされています。建築基準法の施行に伴う救済措置として、幅員4メートル未満の道で、特定行政庁が指定したものについては、いわゆる2項道路としての位置づけがなされました。狭い道路は幅員4メートル未満のものであっても道路として認めるとした、いわゆるみなしどうということで、建築をするに当たりましての救済措置ということで規定されてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 建築基準法が施行されたのは1950年（昭和25年）のことですが、その時点で既に建っていた、狭い道路に面して建っていた建物がたくさんありましたので、その救済措置として2項道路というのがつくられたということです。

この建築基準法第42条第2項を見ますと、そうした道路におきましては、原則としてですが、中心線から2メートルの線を境界線とみなすという——今みなしどうがされたことですが、みなすということですから、現実にはそこは道路なのだけれども、土地の所有者は元のままで、そして壁や昔の建物がそこに建ってるという状態ですよね。この土地のことを後退道路用地あるいはセットバックというふうに言いますけれども、この土地に関しては建築上の制限があると思うのですけれども、新しい建物はそこに建てられないということでおろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ですから、こういう制度を設けてるというのは、要するに建築基準法の考え方として、道路の幅員としては4メートルを確保したいのですが、既に家が建っていますので、今後建て替えのときにそれが順次解消されるだろうという考え方だと思うのですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、それで結構でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そこで、太子町内の町道においての狭い道路の割合をお聞きしましたが、15.1%という話ですが、これはつまり1950年以降に宅地開発された地域とか、あるいは幹線道路

では建築基準法の定めに従って幅員は4メートル以上となるのはずですが、それ以前からあるような集落、太子町の中にはそういった集落はたくさんあるわけですけれども、そういうところでそういった対象となる道路というのはかなり多数あると考えてよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 占める割合は15.1%と、かなりの町道が狭い道路という位置づけになってございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 全体では197キロメートルとありましたが、それ、どういうことでしょう。それは町全域で197キロメートルで、町道が、そのうちの15.1%ですが、それは多分昔からある旧来の集落の中にかなり集中しているということではないですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 太子町内の町道全部の延長が197キロメートルございまして、その中で4メートル未満という2項道路に位置づけられている町道が29.8キロメートルということになってございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そうしますと、今回の狭い道路拡幅整備事業の対象となる道路というのは予想以上に結構あるということでおよろしいですよね。それで、過去の実績をお聞きしましたが、令和5年から1件ずつで、今年度は2件の予定ということで、徐々に浸透してくるのかなとも思いますが、決して多いとは言えないということで、これは全国的にも現在狭い道路に接してする住宅の数は1,700万戸、これは平成30年のデータで、全体の33%に当たると言われています。平成年間でも実はあまり減ってなくて横ばいになっておりますので、国のはうでも問題と考えているわけですが、この事業については国の補助金がございます。国庫補助金の狭い道路整備等促進事業補助金がございますが、これは町の事業である狭い道路拡幅整備事業の後退用地の測量と登記分筆に係る費用への支援、これは上限が50万円となってますが、ということでよろしいですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 補助率は幾らになってますか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 太子町の補助金につきましては、登記分筆費用に50万円を上限に支出してございます。国の補助金としましては、対象経費につきまして3分の1補助をいただけますということになってございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 実際に土地をそれで譲渡していただいた場合は、道路の整備といいますか、舗装等がございます。この工事費に係る補助金といいますかございます。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 道路整備につきましては、寄付をいただいた翌年度に舗装をかける予定をしてございまして、その分につきましても国の補助がいただされることとなってございます。それにつきましては、2分の1補助をいただることとなってございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　国土交通省のガイドラインが出ておりまして、このいわゆるハード事業の中にいろいろメニューが書かれておりますけれども、自治体が直接行う場合は2分の1で、民間が介在する場合は3分の1ということになってるかと思います。つまり、国の補助金がつくこの事業ということですので。ただ、それは2分の1、3分の1ということですから、町からももちろん費用が発生することはあるのですが。先ほど部長も途中でお話しされたように、地域がより安全で住みやすくなると、将来的に持続可能に発展していくということが考えられることから、これはこの事業の件数が増えるほど——町の出費はありますけれども、町にとってはそれは財産になることであって、いいことではないかと考えております。だから、この国の補助金を活用できるということを考えると、この事業はもっと活性化したほうがいいと考えますが、いかがですか。

○議長（首藤佳隆）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　議員仰せのとおりでございまして、本町においても少子・高齢化、特に高齢化が進んでおる現状にございまして、空き家の問題であるとか、そのあたりも結構増えてきてございます。狭い道路を整備することによって、緊急車両等の通行も確保できるということで、本町としてはどんどんこういった施策を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　県のほうはどうでしょう。この事業に対しての補助金とか、そういったものはございますか。

○議長（首藤佳隆）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　県におきましては、補助メニューは今のところありませんが、今年度に入りまして、福地地区におきまして、空き家特区制度という制度を活用して、地域を活性化していくこうという取り組みを行っているのですが、そのモデル地区として、県庁のほうからお見えになりまして、できたら狭い道路も併せて進めたいのでということで、県としても今後このような施策を空き家特区と一緒に進めていくように、ちょっと検討してみますというようなお返事はいただいてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　それで、国の方針のほうとしても、重点的に整備する地区といいますか、例えば通行量が多いことありますとか、あるいは緊急時に避難路として活用するような場所とか、そういったモデル的なところをつくってということは推奨されているのでしょうかけれども。ただ、答弁の中にもありましたとおり、土地所有者の方の立場に立ちますと、例えばモデル地区に設定されたとしても、実際に建て替えるというタイミングでない場合というのは、それはなかなか進みにくいだろうなということは想像がつくわけですけれども。国のほうも推奨はしておりますが、地区の状況によって柔軟に考えていくというようなことも書いておりますので、どうなのでしょうね。今は、申請されたものについては、モデル地区とか、そういうこととは関係なく進めていくといった状況ですか。

○議長（首藤佳隆）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　最初、令和元年に計画を策定しております、その当時については重点地区を中心に進めていこうということで進めておりましたが、なかなか思ったような成果

が見込めない状況でありましたので、そういう申請があるならば、特に重点地区におかなくても補助していこうということで、重点地区以外でも進めている現状にはございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　令和元年のその計画を見ますと、そういうモデル地区をつくって、そこで非常によくなった状況というのが地区のインセンティブを高めるといったような考え方もあったようですねけれども。さきに申し上げましたように、ただ、町域全体に対象となる土地があるということを考えますと、建て替えのタイミングになったときに、そのタイミングを外さないということが大事だなと思います。言わば建築基準法の原点に戻って、そういう建て替えをしようと思われた方が申請していただくということが大事ではないかなと。ただ、その場合はどうやってそのインセンティブを高めるかということが問題になるかと思います。

それで、その用地の取得に関しては、太子町では現在——その要綱によりますと、全て寄付ということで進められています。寄付のほかに考えられることとしては、これは町が買うということも考えられる。これは先ほどおっしゃられたように、それなりの費用が、経費が発生するということはございます。あと、ほかの自治体でやられてるの、自主管理とか無償利用といいまして、つまり土地の所有者を移さずに——ただ、そこはもう建築基準法上、道路ですから、管理していただくと、それを選んでいただくということをやってる自治体もあるのですけれども。先ほど寄付が最適というふうにおっしゃられましたけれども、例えばそういう自主管理とか無償利用ということに関しては、どのようなデメリットで、どのように考えておられますか。

○議長（首藤佳隆）　経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造）　本町の考え方といたしましては、本町に寄付をいただくことに決めているという理由が、過去に土地利用の関係でトラブルとなったケースも多々ございまして、お父様が道路として使ってもいいよということで使わせていただいていたところもあって、お父様が急遽亡くなられて、子供に相続が移った場合、道路の敷地は個人敷地であります、息子さんはそこにフローラルポットであるとか物を置き出しまして、今度地域の方々が通行に支障になるから、今までう何十年も道路として使わせていただいとったのだけれども、お父さんが亡くなるや否や物を置かれて、通行の妨げになってるので、どうにかしてほしいということでトラブルになったケースがございました。本町としましては、そのようなトラブルをできるだけ回避したいと考えております、お父様が生存されてたときに分筆して寄付をいただいておけば、もうそういうトラブルに結びつかなかつたのかなと反省するところもございまして、できるだけ町としては分筆をいただいて、町に寄付をいただくということで、円滑な通行を確保していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆）　出原賢治議員。

○出原賢治議員　所有権を移しておかないと、後々そういうトラブルが起こるかもしれないということは私もよく分かりますし、所有権が元のままの場合、これは管理者はあくまでも土地所有者になりますから、道路として管理するという、それを土地の所有者がやらないといけないということになりますので、それはなかなか難しい問題があるかなと思います。ですから、寄付がベスト、できれば寄付していただきたいというのは私も賛同というか賛成するのですけれども。そうしますと、やはり土地の所有者の方というのは地域のためにその土地を寄付するという性格が非常に強いというふうに考えるべきかなと思います。なかなか申請が伸びない理由として、やはり自己の財産である土地を一部であれ寄付するということに対する抵抗感があるんじゃないかな

ということは先ほどお聞きしましたが、あとセットバックに係るその土地は、今の要綱では、土地の持ち主は言わば更地にしないといけないということですね。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、そのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そうしますと、やっぱりその費用も発生しますので、なかなか申請が難しいと、そういった理由もよく分かります。

それでは、そこまでの話を受けまして、今後この事業を促進していきたいということでしたし、私も促進していただきたいと思うのですが、どうするかということについてなのですから、やはり狭い道路という言葉 자체があまりなじみがない、一般的にはなじみがなくて、恐らくその辺のことを知られていないということはあるかと思いますので、そのアナウンスとか広報というのは私は大事だと考えております。先ほどホームページとか広報紙ということもありましたが、例えば愛知県の岡崎市とかは、これは狭い道路の解消に関しては先進地だと思うのですが、分かりやすい動画を作ってPRしたりとか、そういうこともやっておられます。この狭い道路の問題があるということを、どういう問題があって、なぜ解消されなければならぬかということであるとか、町がそれをこのように補助しますよと、こういう制度があるのですよということをなるべく広い町民の皆さんに知っていただくことが私は大事だと、分かりやすいアナウンスが大事だと考えてます。これについてはもう少し力を入れてやられてはどうかなと考えますが、いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 本町といたしましても、より狭い道路を知っていただくという機会を設けていくのに併せて、町が開催するイベント等にブース等を設置しまして、狭い道路のPRをしていくように進めたいというふうに考えております。また、地籍調査を実施する折においても、このような2項道路に接するところがたくさんございます。地籍調査をする場合においても、地域の皆さんで取り組んでいただきたいということで、PRを行っているケースもございます。ですので、そういった地域に入っていくような機会を利用してしまして、PRのほうを積極的に進めたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど来、まちづくり協議会の機会であるとか、あるいは空き家セミナーとか、そういう話も出ておりましたので、ぜひそこは分かりやすく説明していただきたいと思いますが。ただ、申請する方が申請する際には、それで知っていたいたら、あ、じゃあ申請してみようかなという気になられるかもしれません、申請者としてどういうメリットがあるかというか、そこをより魅力あるものにしないとなかなか件数が増えないんじゃないかなというところはございます。先ほどちょっとお聞きしましたセットバック部分にある建造物、これを例えば建て替えのときに取り壊さないといけないわけなのですけれども、これについては自費ですよね。つまり、支援概要として、これホームページにも載っていますが、今出るのは2点ですね。1つは、後退用地の測量及び分筆費用に対する支援で、これが上限50万円。それから、道路整備費、これを町が負担するということの2点ですが、これをもう少し拡充できるあれはないかということで、今のところその予定はないというお答えでしたが、例えばセットバックする際の門とか塀とかの撤去費用を補助するとか、そういったことは考えられないですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 我々も令和元年度から取り組んでまいりましたが、6年間において4件という数少ない件数でございます。仰せのとおり、このままいけば、10年たっても倍の8件とか10件ということになってしまうので、そのあたりは我々も検討すべきことであるというふうには実感してございます。そのあたりは今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 実は、先ほど言いました国土交通省の狭い道路対策に関するガイドラインでは、その補助メニューというものがハード事業として上げられてるわけですけれども、その中には後退用地に当たる門とか塀、あるいは電柱、樹木等の通常適当と認められる方法による除去または移設に関する費用というのも補助対象に入ってます。これは恐らく3分の1ですけれども。ですから、それをやるとなれば、3分の2は町が出さなかんというはそのとおりなのですが、補助メニューの中に入っています。あるいは、用地取得というのもメニューの中に文言が入っておりますので、実際そういったことを施主と相談するといったような対応しておられる自治体もあるようです。

あと、50万円というのは、これは町が決めた規定ですよね。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） はい、仰せのとおりでございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 これ試算してみると、1件当たり50万円としますと、これは国の補助が3分の1ですから、町からの出費は1件当たり33万円ということになります。これに伴って道路の整備もするのですが、太子町狭い道路拡幅整備促進計画の中の表によりますと、用地測量費とほぼ同額を見込んでおられますので。ということは、これは国の補助が2分の1ですから、1件当たり約25万円という計算になります。ですから、町の出費に、予算に絡む問題ですから、考えていくべきではあるとは思うのですが、もう少し上限を上げる余地はあるのではないかと考えております。

土地の取得に関しても、例えば隅切りの部分だけでも、これは町が買取りするとか、そういうふうな施策も考えられるかと思いますので、先ほどの除却、移設のこととも併せて、申請者の方が申請したくなるようなメニューとしてどういうことが考えられるかということを検討してみられたたらどうかなというふうに考えております。そこはどうですかね。今後、検討されるというお答えだったので、それ以上は聞きました。

あと、申請者への対応という意味でも、つまりハード面だけじゃなくてソフト面におきましてもできることはあるのではないかというふうに思うのですが。申請してこられた方にどれだけ町が一緒にそうやってやっていきましょうというふうな対応が取れてるかということなのですけれども。申請された方はいろいろ申請書類を作ることになるかと思うのですけれども、それに対する支援というのはどうなっておりますか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 補助メニューの中に、測量、登記分筆等に係る費用ということで、それに係る書類の作成についても土地家屋調査士であるとかハウスメーカーに依頼をしていただいて、その費用、かかった費用についても50万円以内なら補助しましょうということで取り組んでいます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 申請しようかなと思われた方が町と一緒に、町がそれを支えてくれるという、その安心感といいますか、そういったことが事業を進めるという面もあるかと思いますので、そういうところは配慮していただきたいなと思います。

それから、先ほどメリットとして、もっとこういうことは考えられないかということは申し上げましたが、土地の所有者としては、土地はもちろん寄付するわけですが、自分のところの前の道路が整備されますし、資産価値も上がるというお話もございました。何より、やはり地域の全体が振興されるというか、住みやすい地域になるというところがあるかと思います。こういったメリットということも——先ほどアナウンスというか広報のことを申し上げましたが、十分にアナウンスすべきだと思います。こういったよいことがあるので申請してくださいということが大事かと思います。それについてはどうですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 地域の方々に狭い道路整備促進事業を理解していただけるよう、そういう広報等をしっかりと頑張ってやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 では、もう最後にいたしますけれども、太子町のほうでもパンフレットを作つておられて、「みらいへ道をひろげよう」というものがございまして、町民と太子町が協力し合つてという言葉がございます。ぜひ、町のほうとしてはその気持ちを忘れずにですね。というのは、やはり町から土地の所有者に協力していただくという事業であるかなというふうに思いますので。そういう意味で、この事業について、まずは町民の皆さんによく知つていただいて、そしてハード面でもソフト面でもどういう支援ができるかというスタンスで取り組んでいただきたいなというふうに考えております。そういった心理面でもハードルを下げることで、こういった事業が進捗していくんじゃないかなというふうに考えますけれども、いかがですか。

○議長（首藤佳隆） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡泰造） 今日はたくさんいろいろと御指導いただきまして、我々も検討しなければならない課題もたくさんございます。そのあたりは、積極的にこの事業が進みますよう、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（首藤佳隆） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

次、松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 それでは、議席番号5番松浦崇志、通告に従いまして一般質問を行います。

学校体育館への空調整備の早期実現をということで、日本の子供たちは今年も異常な暑さの夏休みを過ごしています。令和7年7月30日には兵庫県丹波市におきまして最高気温41.2度を観測し、国内観測史上1位の気温を記録したということが話題になりました。日本で頻発している猛暑や豪雨などの異常気象は、地球温暖化によって深刻化していると言われています。未来のために、今を生きる私たち一人一人が温室効果ガス削減につながる取り組みを実践するなど、日常生活の中で地球温暖化対策を講じていくことが大事であると思います。

また、同時に、記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童・生徒、教職員の体調面に配慮した安全で良好な学校の環境づくりも非常に重要な課題であります。令和6年12月に可決されました国の令和6年度補正予算を受けまして、空調設備整備臨時特例交付金が新たに創設をされま

した。これは、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、全国の学校体育館等への空調整備を加速化させるためのものであります。これにより、国の補助メニューは地方自治体にとって有利な条件に拡充されたと言えます。また、これらの光熱費についても令和7年度より新たに普通交付税措置が講じられることになりました。今や、学校体育館への空調整備事業は、いつかやる事業ではなく、今すぐ取り組まなければならない最重点事業へとフェーズが移行したと言えるのではないでしょうか。

そこで、学校体育館の空調整備に対する当町の見解を問います。

- (1)学校体育館及び創継町民体育館への空調整備についての今後の方針は。
- (2)兵庫県内各市町の学校体育館空調設備の設置状況は。なお、西播磨、中播磨については、スポットクーラー等の可動式を除いた常設の空調設備の設置状況を問います。
- (3)文部科学省の手引の参考資料では、体育館の延べ床面積に対する工事費の試算方法の一例が示されています。それを町内2中学校及び4小学校体育館に当てはめた場合の工事費の概算はどの程度になるか。

(4)空調整備がなされた場合、災害発生時の地域の避難所としての役割のほか、どのような活用が期待できると想定をされているかを問います。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） お答えいたします。

まず、(1)学校体育館及び創継町民体育館への空調設備についての今後の方針はということでございますが、近年の猛暑の中、熱中症対策を講じる必要性は認識しております、教育委員会としましても、できるだけ早い時期に学校体育館への空調設備の整備をすべく、実施設計を行いまして、計画的に小・中学校に設置していきたいと考えております。

また、創継町民体育館につきましては、児童・生徒の使用する学校施設を優先して導入を計画しているため、現在のところは具体的な整備時期は未定でございますが、災害時には避難所として利用することも考慮しまして、今後検討する必要があると考えております。

次に、(2)でございますが、兵庫県内各市町の学校体育館空調設備設置の状況はについてでございますが、兵庫県内の各市町の状況につきましては、令和7年5月1日時点で設置率は0%から100%とばらつきがありますが、41市町中22市町において空調設備が設置されている状況でございます。こちらにつきましては、スポットクーラーを含んだ数値となっております。また、スポットクーラー等の可動式を除いた常設の空調設備につきましては、中播磨地域におきましては姫路市が、西播磨地域におきましては宍粟市が、一部の学校体育館に空調設備を整備している状況でございます。

次に、(3)文部科学省の手引に示された試算方法を町内2中学校及び4小学校体育館に当てはめた場合の工事の試算額についてでございますが、文部科学省の手引による工事試算例から、各校の規模や熱源を踏まえて算出しますと、1校当たり約3,500万円から7,000万円となります。なお、これは中学校におきましては武道場等を含む金額でございます。ただし、この試算はあくまでも空調機器導入のみの経費であります、実際には空調方式——電気なのか、ガスなのかでありますとか、空調の容量などの工事内容ですとか、学校の規模、工法、物価、地理的条件等により大きく変動いたします。あわせまして、受変電設備——キュービクル、こちらの更新が必要になる場合も同様でございます。また、空調設備整備臨時特例交付金を活用する場合には、体育館の断熱化が要件に含まれておりますが、町内の全ての小・中学校の体育館は老朽化が進んでいるため、できる限り手戻り工事とならないように、空調工事と老朽化対策を併せて検討する必要が

あると考えております。

次に、(4)空調設備がなされた場合の活用の想定でございますが、最も活用すべきは体育の授業及び部活動だと考えております。これまで、6月以降、気温と湿度の上昇によりまして、児童・生徒は体育の授業を蒸し暑い中で行わざるを得ませんでした。熱中症の危険性は、議員の皆様も御承知のとおりであると思います。空調設備を整備することで、より集中して、より安全に体育の授業や部活動を行うことができると考えております。また、それらに加えまして、学校行事やP.T.A活動などでの利用を想定しておりますが、空調設備が整備されましたとしても、暑さ指数に応じた措置を取るなど、より安全に配慮した活用ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 答弁ありがとうございます。

この質問を進めるに当たっては、文部科学省が3月に報道している「学校体育館への空調整備の早期実現に向けて」ということで、この資料を基に進めさせていただきたいというふうに思うのですけれども、タブレットで「学校体育館への空調整備の早期実現に向けて」というのを検索いただければ、その資料は出てくるかとは思うのですけれども。

先般、8月7日の日、これは報道でありましたけれども、総理官邸で開催されました熱中症対策推進会議というのが国のはうであったそうで、石破総理はこのように発言をされています。お子さんたちの命を守るため、避難場所にもなる学校の体育館等へのエアコン設置支援を含む熱中症対策を強化していただきたいということを関係各所のはうに、担当者の前でも指示を出したというところであります。

また、令和7年6月23日付の文部科学省の通知によりますと、避難所として活用できなかったという、令和6年能登半島地震の反省を踏まえて、学校施設の体育館空調の整備をはじめとした防災機能の強化等を推進し、地域の課題に寄り添った実装を後押ししていくための具体的方策の検討を進めてきたということもあって、学校施設の防災機能強化を一層推進するようお願いしますというふうな通達を出されております。

また、先日、私は個人的に東京へ行きまして、衆議院会館でもありました暑さ対策シンポジウムという会議に参加をさせていただきました。その中で、環境省、それから経済産業省、厚生労働省の担当の方が来られ、それぞれ講演形式であったわけですけれども、どの省庁の方も、とにかく命を守るということを優先するという観点を大事にしてほしいということをおっしゃっていました。

さらには、今年の6月1日から、各事業者、企業におきましても、社員の、労働される方の熱中症対策をするべしということで、規則も新たに改正をされたというところもあったり、とにかく国を挙げて今熱中症対策に取り組んでいくと、後押ししていくという、進めていきなさいというようなことだと思っています。

体育館の空調設備設置についても今後ますます加速をしていくことと思いますし、向こう7年、8年の間には95%ぐらいまで設備設置、引き上げていきたいというような報道もありますので、そういうことが背景にあって今回質問をさせていただいています。

その中で、先ほど(1)の中で、各中学校あるいは小学校、それから創継町民体育館における今後の方針ということをお尋ねしたところ、教育委員会としては、できるだけ早期に実現をしたい、学校から優先して、その後、避難所でもある創継町民体育館にも当然備えていきたいという御回答だったと思います。なので、当然やっていくのですけれども、それをいつやっていくかというの、それこそまた財政課の手腕の見せどころかなというふうなところで感じています。

(2)の設置状況をお尋ねしました。これも文部科学省のデータには公表されておりますけれども、その中でスポットクーラーも含めた状況で数値が載っておりましたので、一体どこに常設のものがあるのかどうかというのがなかなか分からぬ状況でしたので、お尋ねをしたところであります。

もう一度ちょっと確認をさせていただくのですが、宍粟市と姫路市、一部ということでしたけれども、姫路市においても、それは公表されてるものとして、今後どんどん進めていくというようなことが公表されておりますけれども、この事業については、追隨するということでもなくして、地域の子供を守っていく、まちの子供を守っていく、学校環境をよくしていくという観点から、どんどん進めていけばいいのではないかというふうに思っています。その中で、よく比較にありますけれども、西播磨の中でも、例えば隣接の——同じ先生方の異動があるたつの市においてはどのような状況か、お聞かせいただけますか。

○議長（首藤佳隆） 教育次長。

○教育次長（福井照子） たつの市におきましては、令和7年度中に中学校5校と小学校1校で体育館の空調設備を整備しまして、令和8年度に残りの小学校の実施設計を行い、令和9年度と10年度にかけて整備される予定だと聞いております。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 お隣のたつの市においてもそのように進められてるということですので、改めて太子町においても実施をしていくべきだなということを今感じたところであります。

続いて(3)、予算も伴うことではあるのですけれども、先ほど答弁の中で、大体1校当たり——幅はあるものの、3,500万円から7,000万円の予算規模の事業であるということ——1校当たり——ということで答弁をいただきました。その中で、断熱とか、壁にしても、屋根にしても、窓ガラスにしても、いろんな方法があつたり、どこまで断熱をするかというところの程度の問題も確かにありますし、今からそれぞれ4小学校においても、建てられた築年数も違えば、老朽化してるものも違つたりはすると思います。その中で、今回の特例交付金については上限が7,000万円ということでしたので、今の試算でいくと、それは既に使えない可能性があるということも示唆されたのかなというふうに思っておるのですが。ちょっとここで整理をさせていただきますと、文部科学省の学校体育館への空調設備関係の補助事業として、これまでには学校施設環境改善交付金というのがあって、今回も新たに空調設備整備臨時特例交付金というものが登場したということです。補助率は、これまでの3分の1から2分の1へと拡充をされ、また補助単価におきましても、これまでの平米単価3.5万円前後から5.3万円前後へと1.5倍に拡充をされたというところであります。また、地方債へは100%充当可能で、後に元利償還金についても50%が地方交付税措置とされるということです。これによりまして、自治体の持ち出しは実質25%と大変有利な制度であるというふうに認識をしています。ただ、もう一方で、別の補助メニューとして、これまで太子町内で各事業で使われております緊急防災・減災事業債、これも用意をされているかというふうには認識をしております。この2つの制度をうまく活用していくべきというふうには思うのですけれども、この2つの制度について、使い分けができるのか、あるいはどちらか1つで全ての事業を終えないといけないのか、そのあたりについてはどのような認識でしょうか。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 今、学校の空調設備に関しまして2つの制度の御紹介がございました。どのように使い分けるかということにつきましては、恐らく当町の場合、2中学校、4小学

校ございますので、それぞれの学校単位ごとに1つのパッケージとして事業化をしたときに、それぞれごとに、どの財政制度を使うのか、選択にならうかと思います。その中で、先ほど補助単価のお話がございました。当然、補助単価ということは、1.5倍に拡充されたとはいえ、それを超える単価につきましては補助がつかないという形になりますので、そういったことも踏まえながらの個々の検討にならうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ということは、それぞれの事業別で補助金の申請をして、うまく有利なものを取っていくというか、採用、エントリーしていくということが可能だという認識ですか。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） おっしゃるとおりの認識でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 有利なものを使って進めていただきたいと思うわけですけれども。先ほど通告の中で、光熱費についても令和7年度から交付税措置されるというふうなことも制度としてあるようです。そのあたりについては、実際整備されましたら、大体どれぐらいの交付税措置というか、補助がなされるかというのは、計算というか、そういうものはされますか。

○議長（首藤佳隆） 財政課長。

○財政課長（池田 誠） 現在の普通交付税の算定の方法で、小・中6校の体育館と、あと武道館——中学校2校ございますので、その合計8施設につきまして、仮に全て空調整備したと仮定したときの普通交付税の増加措置額が一応245万6,000円でございました。ただ、これ普通交付税というのは、それぞれ単位費用といいます——計算の仕方が毎年変わりますので、現状においてはこの数値になるというところでございます。

以上でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 ランニングコストについても幾らかの補助があるということで、以前よりは導入しやすいというか、町にとってもメリットがある事業なのだということが確認できました。

続いて(4)ですけれども、これまでそういう国その後押しがなければ、体育館に空調をつけるということは、どちらかというと、災害時の避難所になるのだからということを特典として、何か求めていくというスタイルが多かったかと思うのですけれども、実はそうではなくて、災害が発生したときの避難所というのはもちろんそうなのですけれども、それ以外にも、通常の学校運営をしていく中で、それはそれでかなりメリットがあるのではないかということを感じています。今の御答弁いただきましたけれども、体育の授業の代替地——運動場ではなくて、体育館でということ、あるいは部活動のということも答弁をいただきましたけれども、熱中症アラートがもう今毎日のようにアプリなりメールで入ってくる状態です。外出は控えましょうというふうなことになってますけれども。ちなみに、学校では熱中症アラートが発令されたときというのは、体育の授業とかというのはどういうふうな状態、何か決まりののようなものが今あるのでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 教育長。

○教育長（糸井香代子） 学校には熱中症測定器を常備しておりますので、それに基づいて、もちろん報道で流れるアラートもそうですけれども、常に暑さ指数を測定して、31以上はもう原則禁止でございますから、体育の授業なり部活なりは全て中止にして、室内——空調のついた教室での授業というのをこれで切り替えて実施しているような状況でございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 私たちが子供の頃に小学校へ通ってた40年前とか、それは暑さの感じ方も全く違いますし、気温も当然違うわけで、なかなか今の子供たちは昔と同じような活動ができない状況、制限されてるということで言いますと、やっぱり代替地としての体育館、空調のついた体育館というのは必要だなということを感じました。

部活動もさることながら、例えばスポーツ少年団、バレーボール部であったり、あるいは最近バスケットボールをされる子供たちが非常に多くなってるということで、これも体育館を主に使われるのだと思うのですけれども、そういった方々の要望であったりとか、あるいは大人の方でも夜遅くまで体育館を活用されて、バドミントンであったりとか、バレーであったりとか、いろんな活動されています。なので、学校外の活動においても、子供にとっても、大人にとっても、スポーツを楽しむ、あるいはそれで健全育成という部分で成長を促していくというところでも十分活用の幅が広がってくるかと思いますので、そういうことも含めて、ぜひ早期に実現をしていただきたいということを思っています。たくさんの活用というところに視点を向けたときには、これ以外にまだまだあると思いますので、ぜひそのあたりも十分検討していただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げました空調設備整備臨時特例交付金あるいは緊急防災・減災事業債、制度様々あるわけですけれども、当町にとって有利な補助制度を活用しながら前向きに進めていただきたいというふうに思います。また、丁寧に町民の皆様にその事業内容というのも説明をしていただきたいなというふうに思っています。

なぜこのような話をするかといいますと、先日私のところに問合せ、これ全然知らない、知らないというか、面識のない町民の方から問合せがありました、丸尾建築あすかホールの改修、今行われてる改修について、なぜそんな予算をかけて、大きな予算をかけて改修するのだというような質問が来ました。それについては、太子町としても、財政状況は非常に厳しい中ではありますけれども、長年の懸案事項であったということ、それから当初20億円、これ町長が教育長時代ぐらいの話だと思うのですけれども、20億円から30億円かかるのではないかというようなことが言われてたものを、最低限の範囲内に収めまして、13億円に抑えたということで、またそれこそ緊急防災・減災事業債の制度が終了するということもあって——その当時は、少しでも町にとって有利な補助金を活用しようとした姿勢であるということ、それから物価高騰によって今後も上昇することが予想される建築価格が、それを少しでも抑えていくということで実施をしたのをいうことの説明をしますと、それは納得をいたいたというようなことがありました。一方で、そういう流れの中で、事業の説明とか町政の説明ということについて、町民に対しての説明が足りないのかなということも、お叱りを受ける部分があつたり、感じたりする部分があります。これは当局だけの責任ではなくて、我々議会側にも説明、周知が足りないのかなというのも感じているところであります。

そんな中で、今年3月に制定しました和のまちをつくる太子町議会基本条例の前文にはこのようになります。「議会がその機能を全うするためには、住民の声を受け止め政策に反映させることに加え、町政の状況と課題について、議会には伝える努力が、住民にはそれを知ろうとする努力が求められます。私たちは、住民の皆さんに参画する議会を想い描き、この条例をつくり上げました。」、このように明文化をしたところであります。しっかりと私たち町議会議員一人一人が伝える努力を怠らないようにしなければいけないと改めて感じたところではあるのですけれども、当局におかれましても、町政、行政全体の説明、周知をすることについて、改めて丁寧さを求めていきたいというふうに思うのですけれども、そのあたりについては——全般につい

て、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） 松浦議員のおっしゃること、我々は受け止めたいと思っております。今現在、太子町としましては、一般的なものといいますか、広報であるとか、ホームページであるとか、あるいはSNS、それからパブリックコメント、それからまちづくりの集い等、あらゆる場を使ってPRしておるつもりではありますけれども、伝わるという面におきましては、まだまだ足りてないというところは感じておりますので、意見をいろいろいただきながら、幅を広げて、先ほどのPR動画の話も出原議員からもありましたけれども、そういったことも活用しながら進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 今、この9月定例会で上程されます各施設、公共施設の使用料の改正もそうですし、あの議案が出たときは、かなりこれはお知らせをすることが多いなということ、丁寧な説明が要るなということを感じたところなのですけれども、そのあたりについても、我々も町議会として議会だより、いろいろリニューアルを今図っておるところでございますので、しっかりと周知をしていきたいというふうに思っています。

もう結びになりますけれども、間もなく沖沢町政3年を迎えると思います。沖沢町長の強いリーダーシップの下、積極的に行財政改革を進めてこられたのかなということを感じています。しっかりと各事業、スクラップ・アンド・ビルドということできてきた町政運営については、私個人は大いに評価をしているところであります。その中で、先ほども申し上げましたけれども、町民の皆様に対して説明をして理解を得ながら、丸尾建築あすかホールの改修の後には早期にこの空調設備整備実施をしていただきたいというふうに強く願うところですけれども、教育委員会はそのようにおっしゃいましたけれども、最後に当局、町長、副町長、どちらでも構いませんが、どのように受け止めて、どのようにされるか、答えられる範囲で結構ですので、いかがでしょうか。

○議長（首藤佳隆） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） この小・中学校の体育館、創継町民体育館、この体育設備につきましての空調なのですけれども、そしたら来年度やります、再来年度やります、そこをそういう年度のはつきりとしたお答えというのはなかなかしにくいところではございます。ただ、現在の町の施策としての優先度は高いものというふうには考えております。こういう非常に毎年毎年暑い夏が巡ってきますので、子供たちにとっても、また社会体育等々にとりましても、また避難所としての機能ということも考えましても、早急に整備しなければならない、優先度は高いものというふうに考えております。町の施策、こういった体育館の空調設備の整備だけではございませんので、他の施策との関係もいろいろ調整しながら、早期の整備については前向きに優先的に考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 答えにくい答弁ありがとうございました。

町長が当初、子供たちの瞳輝くまちづくりをするということをおっしゃっておりましたので、しっかりと子供たちが学校の中で暑い日でも走り回って体育ができる、あるいはほかの学校行事ができる、そういう日が一日も早く来ることを望みまして、一般質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（首藤佳隆） 以上で松浦崇志議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は9月1日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

(散会 午前11時41分)